





同 二十八日	旭川市	午前九時	午後二時
同 二十九日	(旅行)		
同 三十日	帶廣市	午前九時	午後一時
十月一日	釧路市同		午後二時

(二) 開催趣旨及懇談並ニ協議事項

1 統後援強化傷痍軍人接遇懇談會

(1) 趣 旨

傷痍軍人ノ接遇ニ關スル改善及教化ハ共ニ傷痍軍人保護對策ノ根幹ニシテ一日モ忽ニシ得ザルモノアリ一國ノ興隆ヲ賭シテ爲ス戰ノ赫々タル戰果ハ一ニ之等軍人ノ果敢ナル勇奮ト嚴然タル捨身奉公ノ誠ノ顯レニ外ナラズ然ルニ之等勇士ニ對スル一般ノ接遇ニ付既往ノ實情ヲ見ルニ時ヲ經ルニ從ヒ往々尊敬感謝ノ念ヲ忘失シ往時ノ勇士ヲシテ精神的苦痛不便ニ哭カシムル等ノ例ナシトセズ

今ヤ今次事變ハ擴大シ愈々長期建設ノ新段階ニ入ルニ當リ傷痍軍人ニ對スル感謝尊敬ノ念ヲ持續強化シ接遇改善ニ資スル凡ユル工作ハ必須ノ事ニ屬ス茲ニ於テ劇場、映畫館、理髮店、浴場、旅館又ハ交通運輸業ノ從事者ハ傷痍軍人ニ對スル接觸面ハ一般ニ比シ多ク且其ノ接遇ノ方法等ハ一般ノ教化ニ役立つモノ極メテ大ナルモノアルヲ思ヒ一ハ業從事者ノ接遇改善ノ實踐ニ一ハ一般教化ノ協力者トシテ今後ノ永續的妥當ナル實施ニ付留意ナキ懇談ヲ遂ゲ以テ傷痍軍人接遇改善ノ完璧ニ資セムトス

(2) 懇談事項

イ 傷痍軍人ノ優遇ニ關スル件

演劇、映畫其ノ他興業ノ入場料又ハ浴場、旅館、理髮店ノ料金若ハ電車バスノ運賃等其ノ業者ノ負擔ニ於テ特ニ傷痍軍人ニ對シ無料トスルガ如キハ永續性ナキノミナラズ却テ傷痍軍人ノ矜持ヲ傷クルガ如キ結果ニ陥ル虞アリト思料セラル、ニ付此ノ種物質的優遇ハ成ルベク之ヲ避ケ専ラ精神的方面ニ主眼ヲ置キ其ノ效果ヲ期シタク之ガ實施方法等ニ付懇談致シタシ

ロ 各業者及従業員ノ訓練ニ關スル件

(イ) 傷痍軍人ニ對シテハ單ニ同情的恩惠的ナル感情ヲ排シ心カラナル尊敬感謝ノ念ヲ涵養スルニ努ムルコト

(ロ) 尊敬感謝ノ念ハ採ツテ以テ何等カノ形トナリテ無意識ノ裡ニモ其ノ接遇ニ表ハル、迄徹底セシムルコト

ハ 従業員ノ傷痍軍人ニ對スル一舉手一投足ハ直ニ一般ノ教化ニ重大ナル關係ヲ有スルコトヲ周知セシムルコト

(イ) 傷痍軍人接遇改善ニ關スル一般教化宣傳ニ協力方ノ件

映畫、演劇ノプログラム等ニシテ觀衆ニ配付スルモノニハ傷痍軍人感謝優遇ノ標語ヲ挿入印刷セラレタキコト

(ロ) 緞帳垂幕等ニモ適當之ヲ掲出セラレタキコト

(ハ) 浴場、理髮店、交通運輸業者ニ於テモ前記標語等ヲ見易キ個所ニ掲出セラレタキコト

(ニ) 傷痍軍人ニ對スル座席讓與ノ徹底ニ關シテハ各業者ニ於テモ適當方途ニ依リ之ガ效果ヲ期スルニ協力

第二十三章 統後援強化運動



セラレタキコト

2 銃後後援強化婦人協議會

(1) 趣 旨

銃後後援ノ事業ハ多種多様ニシテ枚擧ニ暇ナシト雖モ之ガ達成ハ婦人ノ實踐協力ニ俟ツモノ極メテ多ク今次  
事變ハ擴大シ愈々長期建設ノ新段階ニ入ルニ當リ銃後ノ婦人トシテノ責務ハ一段重要性ヲ加フルニ至レリ  
特ニ銃後後援事業ニ在リテハ婦人獨自ノ立場ヨリ一層之ガ強化永續ヲ期スルノ要喫緊ナルモノアリ仍テ茲ニ  
協議會ヲ開催シ銃後後援ノ事業達成ニ付其ノ實ヲ舉グルニ資セントス

(2) 協議事項

イ 隣保相扶ノ徹底ニ關スル件

傷痍軍人、戰歿軍人遺族、出征軍人家族ヲ慰問シ物心兩方面ノ援護ノ方途ヲ講ズルト共ニ必要ニ應ジ勞力  
援助、業務援助ノ措置ヲ講ゼラレタク之ガ方途ニ付協議致シタシ

ロ 軍人遺家族指導員トノ連絡ニ關スル件

軍人遺族及家族中ニハ婦人、子供若ハ老人ノミノ家庭モ尠カラズ之等家庭ノ相談相手トシテ婦人ノ適任者  
ヲ指導員ニ囑託シ積極的ニ其ノ相談指導ニ當ラシムルハ時局下洵ニ緊要ト認メラル、ノミナラズ遺族ニ對  
シテハ特ニ其ノ必要ヲ痛感セラル、ヲ以テ今般政府ノ方針ヲ體シ當廳ニ於テ軍人遺家族指導員ヲ囑託セリ  
各位ハ右指導員ト緊密ナル連絡ヲ圖リ其ノ活動ニ協力セラレタク之ガ連絡方法等ニ付協議致シタシ

ハ 傷痍軍人援護ノ銃後道德樹立ニ關スル家庭教育ノ具體策ニ關スル件

傷痍軍人ニ對スル國民ノ感謝崇敬ノ念ヲ永續不變ナラシムルト共ニ之ヲ銃後國民道德トシテ樹立スルノ要  
緊切ナルモノアリ之ガ爲ニハ先ヅ學校教育ニ於テ充分ナル教育ヲ施ス必要アルモ家庭ニ於テ子女ヲ養育ス

ル母ノ力ニ俟ツ處極メテ大ナルモノアルヲ以テ主婦トシテ採ルベキ方策ニ付協議致シタシ

ニ 傷痍軍人ノ接遇ニ關スル件

傷痍軍人ノ再起奉公ノ思念ヲ援ケ其ノ努力ヲ無爲ニ終ラシメザル爲政府ニ於テハ各種ノ優遇保護施設ヲ講  
ジツ、アルモ傷兵保護事業ノ成否ハ一ニ銃後國民ノ心情態度如何ニ在ルヲ以テ傷痍軍人ニ對スル感謝ノ念  
ヲ一時的ノ感激ニ終ラシムルコトナク之ヲ日常生活ノ上ニ具現永續セシムルニ努ムルト共ニ單ナル物質的  
優遇ハ成ルベク之ヲ避ケ専ラ精神的方面ニ主眼ヲ置キ其ノ效果ヲ期シタク之ガ方途ニ付協議致シタシ

ホ 傷痍軍人ノ婚姻問題解決ニ關スル件

名譽アル傷痍軍人ノ爲其ノ手トナリ足トナリ勵マシ痛ハリ以テ其ノ再起ヲ支援スルハ女性ニ與ヘラレタル  
責務ト思料セラル、ニ付之ガ具體策ニ付協議致シタシ

ヘ 其ノ他傷兵保護事業ニ關シ各婦人會トシテナスベキ事業ニ關スル件

各婦人團體ノ夫々ノ職能ニ於テ實施スベキ事業アラバ其ノ具體的方法ニ付協議致シタシ

(三) 懇談協議會次第

- 1 戰歿軍人ノ英靈追悼、傷痍軍人平癒祈願、出征軍人武運長久祈願默禱
- 2 挨拶(市長及道廳派遣官)
- 3 講演(講師ハ中央ニ交渉中決定次第通知ス)
- 4 懇談、協議
- 5 決議(傷痍軍人接遇懇談會ニ在リテハ傷痍軍人接遇ニ付婦人協議會ニ在リテハ婦人ノ立場ヨリノ銃後後援ニ  
付市ニ於テ文案作成ノ上適當方法ヲ以テ決議ノコト)
- 6 挨拶(市長)



(四) 其ノ他

- 1 接遇懇談ニハ各接客業者ノ代表者(例 宿屋業組合ノ役職員)方面委員、警察官其ノ他市ニ於テ適當ト認ムル者ノ參集ヲ求ムルコト
- 2 婦人協議會ニハ愛國婦人會、大日本國防婦人會、大日本聯合婦人會、大日本聯合女子青年團ノ幹部、其ノ他有力婦人團體ノ幹部、統後奉公會婦人役員、軍人遺家族指導員其ノ他市ニ於テ適當ト認ムル者ノ參集ヲ求ムルコト
- 3 協議懇談會ハ當廳及市ノ共催トス

## 第五節 長官談話

統後援強化週間實施に際し、戸塚長官は談話を發表し道民に呼びかけたが、其の要旨左の如くである。

## 統後援強化に就て

北海道廳長官 戸塚 九 一 郎

聖戰三年、大御稜威の下わが忠勇なる皇軍將兵の勇戰奮闘と、一億國民の忠誠とによつて、輝かしき戰果を收め興亞の大業著々その歩を進めつゝあることは、我等國民の一大感激であります。而してこの間身命を君國に捧げた幾多殉國の英靈に對し萬腔の敬弔を致し、中途起ち難くなつた傷病將兵各位に對しては深甚の感謝を表する次第であります。

支那事變は固より肇國の理想に基く東亞の新秩序建設が眞の目的でありまして、一蔣政權を潰滅に陥らしめたゞけでは其の大目的が達成されたと云へないのであります。即ち我が國體と相容れざるコミンテルンの勢力を東洋の

天地から驅逐し又不當なる歐米諸外國の植民地政策に是正を加へ、以て日滿支を通じて一環とする政治、經濟、文化等の提携を策し、其處に明朗新東亞を顯現し、東洋民族永遠の幸福を確立するにありては、變轉極りなき國際情勢は、複雑怪奇なる幾多の新事態を醸し、今や獨波兩國の戰は將に歐洲全土を戰火の巻と化せんとして居るのであります。この間に處して我國が歴史的偉業たる東亞の新秩序建設を完遂するには前途尙幾多の困難が豫想されるのであります。併も自主獨往何等に頼る處なく戰費を調へ、軍需品を充たし其の他人的物的凡ゆる要素を調整して是をやり抜くのであつて、國民は此の際更に一層の覺悟が必要であり、其處に國家總力戰の意義が存するのであります。

惟ふに抗日蔣政權の殲滅は固より、占據地域の治安を確立し、又接壤國境の守備を完うする爲には、勿論、忠勇義烈なる皇軍將士の力に俟たなければなりません。其の爲には尙多數の犠牲を出す事も覺悟せねばならぬのであります。同時に巨大なる戰費を支拂はねばならぬのであります。又國內の生産を擴充し、輸出貿易の振興に依つて國際收支の調整を圖る事も必要であります。一方更生支那の新興政權の支援、皇軍占據地域の宣撫等凡ゆる事が關聯して持ち上るのであります。統後國民の眞の總力發揮が要請されるのであります。

これまでの統後援は専ら應召軍人並に其の遺族家族の援護が取上げられたが、今後はこの方面ばかりでなく國策遂行に關する凡ゆる事に亘つてこれを押し擴めなければならぬのであります。特に經濟の問題に就ては巨大に上る戰費は固より軍需産業の擴充、輸出貿易振興を圖る生産擴充も凡べてが國民貯蓄に頼らねばならぬのであります。是だけでも今後の統後援は極めて多端困難を加へるに至るのであります。随つて一時的興奮を戒め、統後諸般の陣容を整備し、國策の遂行を容易ならしむる爲には極めて廣汎な各般の努力が必要となつて參つたのであります。現に吾々國民が力を效すべき當面の事だけでも百億貯蓄の問題を始め、物資動員計畫、資源の開發、國家總動員法の發動等の重要問題があります。是等の問題を最も圓滑に進めて行く爲には眞に國民が一途奉公の至誠を以て臨ま



なければなりません。

今次の銃後援強化週間は、國民精神總動員運動の一つとして行はれるもので其の實施に就ては當局に於て夫々要綱を定めて居るのでありますから、道民各位は克く其の趣旨を體し、これを實踐に移して遺憾なきを期さなければならぬのであります。興亞の大業は、その重大性より稽へて眞に長期の建設に俟たねばならないのであります。恐らくは吾々の全生涯を通じ、或は吾々の子孫の代に至るまでなほ是に向つて努力致さねばならぬかも知れませぬ。

併し皇國が東亞の盟主として必ず完遂しなければならぬこの聖業を吾々の時代に吾々の手で行ふと云ふ事は極めて光榮な事であります。私は今次の銃後援強化週間に際し、三百萬道民諸君が直接前線に勇戦する皇軍將兵の心を心とし、榮譽ある出征家族の援護を始め、殉國勇士の遺族並に傷病將兵に對する感謝保護等にも赤誠を效すと共に更に銃後の國民として擧つて國策の遂行に協力し自奮自勵凡ゆる責務の實行を期し、以て曠古の大業達成に邁進せられんことを衷心より切望して已まない次第であります。

## 第六節 本運動の實績

銃後援強化運動は昨年來國民精神總動員運動の一環として實施されたのであるが、本年に至り事變の進展は精勵運動の新展開を促すに至り、四月以來從來の觀念運動より一步進んで實踐運動に入り、殊に客年十月三日賜はりたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して國民全體の間に銃後援思想の普及徹底を圖るの趣旨を以て計劃實施されたので、克く國民の間に趣旨の滲透を見るに至り、従つて週間中の諸行事の如き眞剣に實行實踐に移され多大なる効果を收め得たのである。

## 第二十四章

恩賜軍人援護會北海道支部

### 第一節 支部機構の整備

昭和十三年十月三日畏くも 天皇陛下に於かせられては軍人援護に關する 勅語を賜はり且つ軍人援護の實として莫大なる御下賜金の御沙汰あらせられたので、政府に於ては恐懼感激して有難き 聖慮を體し、軍人援護事業の完璧を期し、恩賜軍人援護會の設立を策した事前編記述の如くである。軍人援護會の設立に就ては既存の各種軍事援護團體を統合して強力なる組織となし、最も積極的に諸般の軍事援護事業を此處に統制實施する事としたのであるが、本道に於ては從來軍人援護事業に活躍した帝國軍人後援會支會を改組強化して右軍人援護會支部となし、同年十二月一日より陣容を整備し新發足をなしたのである。

而して軍人援護會支部に於ける昨年度の狀況は設立直後の事にして主として帝國軍人後援會支會の事業を踏襲實施したのであるが、設立第二年の本年度に於ては愈々本格的に乘出し、道廳軍事援護係と表裏一體の關係にあり、本道に於ける凡ゆる軍人援護事業を實施すると共に市町村銃後奉公會の助成等に當り大活躍をなしたのである。

支部は設立と同時に其の機構の整備強化を圖り、組織を財團法人となす事となり、昭和十四年一月其の申請をなし三月四日附許可指令に接し、爾來強力なる財團として活躍するの基礎を確立し、支部役職員を増強して其の陣容を強化し、新年度と共に華々しき活動の歩を踏んだ。

支部役員は定款に基き當初左の如く決定を見た。



支部長	北海道廳長官	石 黒 英 彦
副支部長	北海道廳總務部長	岩 上 夫 美 雄
同	北海道廳學務部長	高 辻 武 邦
同	札幌聯隊區司令官	木 村 直 樹
同	旭川聯隊區司令官	宇 野 通 雄
同	函館聯隊區司令官	見 城 五 八 朗
同	釧路聯隊區司令官	梅 島 勝 成
同	札幌地方海軍人事部長	福 田 眞 三 郎
常務理事	北海道廳社寺兵事課長	幸 前 伸
同	北海道廳社會課長	山 田 三 義
外ニ理事	五 監事	二 評議員
	一〇 顧問	四

又職員としては舊帝國軍人後援會主事村上涉を援護會支部主事となし、外に事務員一名を屬したが、本年五月一日勅令第二八八號を以て「行政廳ヲ委囑シテ恩賜財團軍人援護會ノ事務ヲ施行セシムル件」公布に伴ひ、軍人援護會より道廳に其の事務の委囑ありたるを機とし、更に其の陣容を一新する事となり、從來社寺兵事課内に於て執務しつゝあつたのを不便とし、別に廳内に獨立事務所を設置すると共に事務員を増設した。

又軍人援護會支部は舊帝國軍人後援會支會の會員を受繼ぎ其の會員としたが、組織の強化と共に本年に入り新會員の募集を行つたので、年末調、有功會員一四一名、特別會員二、九六五名、通常會員四、五三〇名、賛助會員九、五五三名、合計一七、一八九名の多きに達した。軍人援護會の會員は左の五種に分たれてゐる。

一 名譽會員 特別の功績ありたる者

- 二 有功會員 會資 一萬圓以上寄附したる者
- 三 特別會員 會資 一千圓以上寄附したる者
- 四 通常會員 會資 百圓以上寄附したる者
- 五 賛助會員 會資 十圓以上寄附したる者

尙支部に於ては會員の増募と共に資金の寄附募集を行つたが、本年中の金額年釀金一五、四三四圓、一時寄附金五八八、〇三八圓合計六〇三、四七二圓に及んだ。而して支部の資産總額は昭和十四年末現在六六二、五五五圓に達した。右の如く軍人援護會支部の陣容は今年に入り急速に整備強化され、名實共に本道に於ける軍人援護事業の中心機關としての使命を實踐するに至つたのである。

尙支部は昭和十四年十一月に至り、其の筋より褒賞條例に關する内規第二條該當の公益團體として認定（認定は昭和十四年十一月十五日より昭和十九年十一月十五日迄とす）されるに至り、一層權威ある團體となつたのである。

## 第二節 事業計畫及豫算

支部昨年度の豫算は十二月以後翌年三月まで四ヶ月の間であつた爲總計四萬五千餘圓に過ぎなかつたが、昭和十四年度豫算は當初實に十二萬圓に上り更に七月に至り三萬圓を追加し合計十五萬に達した。事業計畫及豫算表左の如くである。

### 昭和十四年度 恩賜財團軍人援護會北海道支部事業計畫書

一 生活扶助金 (九、六〇〇圓)

軍事扶助ヲ受ケ得ザルモノ又ハ不足ヲ生ズル者ニ對シ軍事扶助ニ準ジ扶助ヲ行フモノトス

第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部



- 二 歳末見舞金 (一八、〇〇〇圓)
- 傷痍軍人及遺族家族等ニシテ生計豊カナラザル者ニ一戸三圓程度ノ見舞金ヲ贈呈スルモノトス
- 三 家庭常備藥ノ贈呈費 (四、九〇〇圓)
- 軍人遺族家族ニシテ生活困難ナル者ニ對シ家庭常備藥壹個(約七拾錢)宛約七千個ヲ贈呈スルモノトス
- 四 生業資金貸與金 (九、〇〇〇圓)
- 傷痍軍人及遺族家族ニ對シ(生活扶助ヲ受ケザル者)一人三〇〇圓ヲ限度トシ無利子、六ケ年以内ニ償還ヲ條件トシテ貸與スルモノトス
- 五 投産助成費 (五、〇〇〇圓)
- 各市町村ニ於ケル傷痍軍人及遺族家族ニシテ投産上輕易ニシテ有益ナリト認ムル機具アルモ資力ナキ爲メ求ムルコト能ハザルモノニ購入貸與シ生計ノ補助ニ資セントス
- 六 投産委託費 (四、八〇〇圓)
- 戦歿者遺族ニ職業ヲ授クル爲、會社、商店、學校等ニ委託シ技術ヲ收得セシムルモノトス
- 七 災害見舞金 (一、〇〇〇圓)
- 天災地變其他ノ災害ニ罹レル傷痍軍人及遺族家族ニ對シ見舞金ヲ贈呈スルモノトス
- 八 遺族家族病氣見舞金 (二、五〇〇圓)
- 軍人遺族家族ニシテ病氣ノ爲入院二週間以上ニ及ベルモノニ對シ一回金五圓ノ見舞金ヲ贈呈スルモノトス
- 九 新入學兒童ノ學用品補助費 (六、〇〇〇圓)
- 新タニ尋常科又ハ高等科ニ入學兒童ヲ有スル家庭ニシテ生計豊カナラザル者一人ニ付二圓宛ノ補助ヲナスモノトス

一〇 軍事援護相談所費 (七〇〇圓)

軍事援護ノ相談ニ應ズルタメ相談所ヲ設置シ専門家ヲ囑託スル外巡回相談等ヲ行フモノトス

一一 軍事援護事業視察補助 (五〇〇圓)

支部、支廳、市町村ノ軍事援護事務擔當者ニ旅費ヲ補助シ各府縣ニ於ケル軍事援護事務ノ實情ヲ視察セシムルモノトス

一二 銃後奉公會助成費 (一〇、〇〇〇圓)

市町村ニ於ケル銃後奉公會ノ軍事援護事業ノ助成ヲナスモノトス

一三 弔祭料費 (三、〇〇〇圓)

戦病死者一人ニ對シ金五圓宛ノ弔祭料ヲ供進スルモノトス

一四 花輪供進費 (五〇〇圓)

戦病死者一人ニ對シ支部所在地其他ノ箇所ニ於テ五圓程度ノ花輪一基ヲ供進スルモノトス

一五 慰靈祭費 (一、五〇〇圓)

戦病死者慰靈祭ニ際シ遺族ニ供物ノ贈呈及慰安會ヲ開催スルモノトス

一六 慰問狀ノ發送費 (一〇圓)

出征ノ郷土部隊ニ對シ適當ノ季節ニ慰問狀ヲ發送スルモノトス

一七 郷土部隊慰問費 (三、〇〇〇圓)

適當ノ機會ニ於テ支部職員ヲシテ郷土部隊ノ慰問ヲナサシメ且ツ慰問品ヲ贈呈スルモノトス

一八 接待壯行費 (三〇〇圓)

出征、應召、歸還等ノ場合壯行接待ヲナスモノトス



- 一九 傷病兵慰問費 (三、六〇〇圓)
- 1 各陸軍病院又ハ療養所ニ入院中ノ患者ヲ慰問ノ上一人ニ付一圓程度ノ金品ヲ贈呈スルモノトス
  - 2 各陸軍病院又ハ療養所ノ娛樂設備トシテ機具ヲ寄贈スルモノトス
  - 3 傷病兵ノ家族ニ對シ見舞狀ト共ニ金二圓平均ノ見舞金ヲ贈呈スルモノトス
- 二〇 遺族見舞金 (一、五〇〇圓)
- 支部職員其他ニ於テ戰病死者ノ家族ヲ親シク慰問ノ上一圓程度ノ金品ヲ贈呈スルモノトス
- 二一 慰安會費 (四、二〇〇圓)
- 各支廳管内一ヶ所宛適當ノ季節ニ遺族家族慰安會ヲ開催スルモノトス
- 二二 銃後奉公思想普及費 (一、六五〇圓)
- 銃後奉公思想普及ノ爲講演會其他映畫會等ヲ開催スルモノトス
- 二三 銃後表彰費 (二、三〇〇圓)
- 軍人遺族及傷痍軍人等ニシテ克ク家業ヲ守リ一般ノ模範タルベキ者ヲ表彰スルモノトス
- 但シ一支廳市各一人(五圓程度ノ記念品贈呈)トシ年二回行フ
- 二四 宣傳費 (六三〇圓)
- 銃後援後思想ノ強化及會旨ノ普及ヲ計ル爲メ印刷物又ハ映寫等ニ依リ宣傳ヲナスモノトス
- 二五 支那事變ニヨリ召集解除又ハ除隊セル下士官兵ヲシテ應召又ハ入隊前ノ職業ニ復歸セシムル目的ヲ以テ一人ニ付五百圓ヲ限度トシ生業資金ノ貸與ヲナスモノトス
- 昭和十四年度 恩賜財團軍人援護會北海道支部歳入歳出豫算書

一金拾五萬圓也 歳入 豫算 高

一金拾五萬圓也 歳出 豫算 高

歳入歳出差引残高ナシ

内 譯 歳入

科	項	目	豫算額	前年度 豫算額	比較		附記
					増	減	
一、年釀金	一、年釀金	一、年釀金	10,000	4,000	6,000		年釀金約八〇,〇〇〇圓ノ八分ノ一
		二、寄附金	10,000	4,000	6,000		入會者寄附金
二、寄附金	一、寄附金	一、寄附金	7,000	11,000	4,000		入會者寄附金
		二、寄附金	7,000	11,000	4,000		入會者寄附金
三、財産收入	一、財産收入	一、基本財産	3,900	2,500	1,400		供出金四〇,〇〇〇圓ノ四分
		二、預金利息	2,500	1,900	600		預金七〇,〇〇〇圓ノ三分三厘
四、補助金		一、基本財産	6,000	5,700	300		
		二、預金利息	6,000	5,700	300		



第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部

五七〇

科	項	目	預算額	前年度	比較		附記
					增	減	
一、事務費	一、諸給	一、給料	三三、〇一〇	六、一七〇	一八、八四〇		主事一人、書記二人、雇一人、計四人 旅費一、五〇〇圓
		二、旅費	二、四〇〇	八〇〇	三、一〇〇		
二、會議費	一、會議費	一、會議費	五〇〇	二〇〇	三〇〇		理事會評議員會開催諸費
		二、會議費	五〇〇	二〇〇	三〇〇		
三、援護費	一、遺族費	一、遺族費	九、五〇〇	七〇、五四四	八〇、〇〇〇		扶助人員八〇人一月一〇圓、一二ヶ月分九、〇〇〇圓 一戶三圓六、〇〇〇圓分一八、〇〇〇圓 一個七〇錢七、〇〇〇圓分四、九〇〇圓 一人三〇〇圓三人分九、〇〇〇圓
		二、遺族費	九、五〇〇	七〇、五四四	八〇、〇〇〇		
三、事務費	一、諸給	一、給料	三三、〇一〇	六、一七〇	一八、八四〇		主事一人、書記二人、雇一人、計四人 旅費一、五〇〇圓
		二、旅費	二、四〇〇	八〇〇	三、一〇〇		
二、會議費	一、會議費	一、會議費	五〇〇	二〇〇	三〇〇		理事會評議員會開催諸費
		二、會議費	五〇〇	二〇〇	三〇〇		
三、援護費	一、遺族費	一、遺族費	九、五〇〇	七〇、五四四	八〇、〇〇〇		扶助人員八〇人一月一〇圓、一二ヶ月分九、〇〇〇圓 一戶三圓六、〇〇〇圓分一八、〇〇〇圓 一個七〇錢七、〇〇〇圓分四、九〇〇圓 一人三〇〇圓三人分九、〇〇〇圓
		二、遺族費	九、五〇〇	七〇、五四四	八〇、〇〇〇		

第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部

五七一

科	項	目	預算額	前年度	比較		附記
					增	減	
一、事務費	一、諸給	一、給料	三三、〇一〇	六、一七〇	一八、八四〇		主事一人、書記二人、雇一人、計四人 旅費一、五〇〇圓
		二、旅費	二、四〇〇	八〇〇	三、一〇〇		
二、會議費	一、會議費	一、會議費	五〇〇	二〇〇	三〇〇		理事會評議員會開催諸費
		二、會議費	五〇〇	二〇〇	三〇〇		
三、援護費	一、遺族費	一、遺族費	九、五〇〇	七〇、五四四	八〇、〇〇〇		扶助人員八〇人一月一〇圓、一二ヶ月分九、〇〇〇圓 一戶三圓六、〇〇〇圓分一八、〇〇〇圓 一個七〇錢七、〇〇〇圓分四、九〇〇圓 一人三〇〇圓三人分九、〇〇〇圓
		二、遺族費	九、五〇〇	七〇、五四四	八〇、〇〇〇		

通信運搬費四〇〇圓、消耗品費二〇〇圓、備品費一〇〇圓

直接募集關係諸費  
年釀金並ニ寄附金合計八六、〇〇〇圓ノ二割  
宣傳用印刷費其ノ他六三〇圓

感謝狀弔慰金八〇圓

理事會評議員會開催諸費

扶助人員八〇人一月一〇圓、一二ヶ月分九、〇〇〇圓  
一戶三圓六、〇〇〇圓分一八、〇〇〇圓  
一個七〇錢七、〇〇〇圓分四、九〇〇圓  
一人三〇〇圓三人分九、〇〇〇圓







一、豫備費	二,000	二,000
合 計	一五〇,〇〇〇	四五,八六二〇四、二四

第三節 支部事業成績

軍人援護會北海道支部は本部の方針に基き、道廳軍事援護係と表裏一體の關係にあり、凡ゆる本道軍事援護事業の實施に當り、且つ市町村銃後奉公會等の助成をなし其の活動を積極的ならしむる事を使命としたのであるが、併し市町村銃後奉公會とは系統的關係を存せず、従つて其の統制團體或は聯合會の性質を有しない事勿論である。而して軍事援護上兩者の事業上の區別は軍人援護會にありては主として全道を通じて行はれる事業殊に大なる資金を要する施設事業等に當り、市町村銃後奉公會は管下軍人援護の個別的徹底を眼目とし、第一線の活動を擔任するもので、道廳又は支部の計劃の遂行實踐は是を通じてなされたるものが多いのである。

偕て本年度の支部の事業は前項に示す如く廣汎に亘つてゐるが、此の中最も主要なるものは市町村銃後奉公會の助成、軍事扶助法に依り扶助し得ざる遺族家族の生活扶助、召集解除者生業資金貸付、遺族への弔祭料贈呈、軍人遺族家族及傷痍軍人への家庭救急藥贈呈、遺族家族の病氣或は災害見舞、遺族家族の慰安會開催、軍病院又は各療養所在院の傷病兵及郷土部隊に慰問品贈呈、戰病死者に花輪贈呈、遺族家族子弟への學用品贈呈等で、此他戰歿軍人慰靈祭執行、軍人援護功勞者表彰等の經費を一部負擔した。尙此の他支部事業として遺族及傷痍軍人に對する生業資金貸付を計劃し豫算に計上したが、時偶本部事業として本事業が實施されるに至つたので、支部事業としては是を實施しなかつた。本年度支部の事業成績左の如くである。

昭和十四年度 恩賜財團軍人援護會北海道支部事業成績

種 別	戸 數 (件・數)	人 員	金 額	摘 要
生活扶助	〇〇〇	〇〇〇	六、一九	軍事扶助法ニ該當セザル者ニ對シ生活扶助ヲ爲ス
臨時生活扶助	〇〇〇	〇〇〇	一九、九六	軍人遺族家族ニシテ生活豐カナラザル者ニ對シ一戸三圓宛贈呈(歳末餅代トシテ)
家庭常備藥贈呈	九六	〇	六、七三	軍人遺族家族(傷痍軍人ヲ含ム)ニ對シ家庭常備藥及助産材料贈呈
授産授職助成	七	〇	一、六四	軍人遺族家族職業修得ニ對スル助成トシテ生業ニ必要ナル器具ノ貸與ヲ爲ス一人金二三五圓平均
災害見舞金	二五	〇	二、〇〇	軍人遺族家族授産委託、託兒所經營費補助
病氣見舞金	四二	〇	一、四二	災害ニ罹レル傷痍軍人及遺族家族ニ對シ見舞金トシテ一戸五圓平均贈呈
學用品補助	一	一、〇二	二、〇〇	遺族家族ニシテ二週間以上ノ病氣ニ罹リタル者ニ對シ一人五圓平均贈呈
軍事援護相談	一	〇	一、〇二	新ニ尋常科第一學年ニ入學スル軍人遺族家族中生活困難者ノ兒童ニ對シ一人三圓平均補助
召集解除及除隊者生業資金貸付	五	〇	二九、〇〇	遺族家族ノ軍事援護相談ニ應ジタル諸經費六ヶ月以内ニ除隊セル者ニ對シ生業ニ復歸セシムル爲メ一人最高五百圓ヲ貸付ス年利三分三厘
軍事援護事務補助	七	〇	四九〇	支廳市ニ於ケル事務擔當者ヲシテ他府縣ノ軍人援護事務ヲ視察セシメタル旅費補助一人平均七〇圓各市及町村銃後奉公會事業費ニ對シ助成市百圓町村四〇圓平均
弔祭料贈呈	一、三三	〇	六、四八	戰病死者一人ニ付五圓平均贈呈
花環料贈呈	三二	〇	一、三三	戰病死者一人ニ付五圓平均贈呈
慰靈祭	五	〇	三、七五	戰病死者ノ爲慰靈祭ヲ執行ス一回七七九圓
郷土部隊慰問	五	〇	二、四三	郷土部隊ニ對シ慰問品贈呈(春秋)
接待壯行	二	〇	五九	演習部隊ニ對シ茶菓接待



傷病兵慰問	一	一	三、二六	道内各陸軍病院及各療養所 在所傷病兵ニ對シ慰問 品贈呈及映畫會開催
遺族見舞	一、二四六	一	一、二四六	遺族ニ對シ適時慰問ヲ行ヒ見舞金一人一圓平均贈 呈
遺族家族慰安會	四	一	八、〇三	一四支廳管下町村銃後奉公會及七市銃後奉公會ニ テ開催ス
講演映畫會	三	一	八、五	市町村銃後奉公會ニ於テ開催ス
銃後表彰	一	三	三、六	銃後善行者ニ對シ記念品贈呈一人一二圓平均
計			一〇九、四四	

以上の各種事業に就ては夫々要綱を定め、是に基き實施する事としたのであるが、其中主なる要綱を擧ぐれば左の如くである。

授産機具貸付要綱

- 一 生産援護ノ爲左記該當者ニ授産機具ヲ貸付スルモノトス  
 戰鬪又ハ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタル軍人軍屬ノ遺族但シ遺族ニハ恩給法ニ規定スル遺族ニ非ザルモ事實上妻子、父又ハ母ノ關係ニアル者ヲ含ムモノトス
- 二 貸付スベキ者ハ生産ニ熱心ナルモ機具購入ノ資力ナキ者ニ限ル
- 三 貸付スベキ機具ハ金額一百圓以内トス
- 四 貸付スベキ機具ハ概ネ左ノ如シ
  - 1 農具
  - 2 漁具
  - 3 裁縫機具

- 4 手藝機具
- 5 物品販賣上必要ナル機具
- 6 其ノ他
- 五 貸付ヲ受ケントスル者ハ別記申込書(第一號様式)ヲ市町村銃後奉公會ヲ經テ支部ヘ提出スルコト
- 六 市町村銃後奉公會ニ於テ申込書ヲ受理シタルトキハ本年五月二十日卯社第六七九五號ニ依リ(第一號様式)調書ヲ作成シ且貸付ニ對スル意見ヲ附シ町村ニ在リテハ支廳ヲ經由支部ヘ進達ノコト
- 七 貸付ハ市町村銃後奉公會ヲ經テ之ヲ行フ
- 八 貸付ヲ受ケタル者ハ別記請書(第二號様式)ヲ市町村銃後奉公會ヲ經テ支部ヘ提出スルコト
- 九 貸付ヲ受ケタル者ニ對シテハ市町村銃後奉公會ニ於テ常時指導監督ヲ爲スモノトス
- 一〇 貸付ヲ受ケタル者廢業、轉業其ノ他ニ因リ其ノ必要ナキニ至リタルトキハ市町村銃後奉公會ニ於テ機具ノ返還ヲ受ケ保管シ其ノ旨支部ヘ申報スルコト
  - 一一 返還ヲ受ケタル機具ニシテ貸付ヲ必要トスルモノヲ生ジタル場合ハ第五、第六項ノ手續ヲナサシムルコト
  - 一二 貸付ヲ受ケタル者其ノ住所ヲ轉ジタル場合ハ市町村銃後奉公會ニ於テ速ニ支部ヘ申報スルコト
  - 一三 市町村銃後奉公會ニ於テハ貸付臺帳(第三號様式)ヲ備ヘ置キ貸付機具ノ所在ヲ明確ニナシ置クコト

機具貸付申込書

- 一 機具名(製造元及價格)

但シ使用ノ目的

右貸付相成度申込書及提出候



昭和 年 月 日

恩賜財團軍人援護會北海道支部長 殿

第二號様式

請書

一 機 具 名

今般右貸付相成候ニ就テハ今後一層生業ニ勉勵スベキハ勿論貸付心得ヲ遵守致スベク因テ請書及提出候

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 ⑩

恩賜財團軍人援護會北海道支部長 殿

第三號様式

機 具 貸 付 臺 帳

年 月 日 付	年 月 日 還	機 具 名	製 造 元	價 格	住 所	氏 名

戦死者遺族授職輔導要綱

一 授職輔導ヲ爲スベキ者

戦歿(戦傷病死ヲ含ム)軍人軍屬ノ遺族ニシテ戦歿者ニ依リ事實上扶養ヲ受ケタル者ニシテ授職輔導ノ要アル者

二 受職輔導ノ程度及方法

- (一) 委託受職輔導
  - 學校、商店、工場其ノ他適當ナル施設ニ委託收容ノ上授職輔導スルモノトス
- (二) 居宅授職輔導
  - 遺族ノ自宅ヨリ學校、商店、工場其ノ他ニ通ハシメ授職輔導スルモノトス
- (三) 期 間
  - 授職輔導ヲ爲スベキ期間ハ一年以内トス但シ必要アリト認ムルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトアルバキコト

三 授職輔導費

授職輔導費ハ委託授職輔導ニ在リテハ一人年額二四〇圓以内、居宅授職輔導ニ在リテハ一人年額一二〇圓以内ヲ補給シ左ノ費用ニ充テシムルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ増額スルコトアルベキコト

四 授職輔導費給與方法

- (一) 委託授職輔導費
  - 交通費ハ本人ニ交付ス、委託先ニ到着後又ハ歸郷後本人ヨリ第一號様式ニ依ル請求書ヲ提出セシムルコト
  - 交通費以外ノ費用ハ當支部ニ於テ委託先ト協定ス委託ヲ受ケタル者ヨリ其ノ月分ノ委託授職輔導費請求書(第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部



二號様式)ヲ翌月五日迄ニ提出セシムルコト

(二) 居宅授職輔導費

三月毎ニ市町村銃後奉公會ヲ經テ本人ニ交付ス

五 出願手續

第三號様式ノ申請書ヲ市町村銃後奉公會ヲ經テ提出ノコト

市町村銃後奉公會長右申請書ヲ受理シタルトキハ調査欄ノ事項ヲ記入ノ上進達ノコト

六 授職輔導開始並ニ終了通報

(一) 授職輔導ヲ許可セル場合ハ第四號様式ニ依ル指令書ヲ交付ス

(二) 委託授職輔導

本人到着又ハ歸郷シタルトキハ委託先ヨリ其ノ年月日ヲ關係市町村銃後奉公會ヲ經テ當支部ニ通報セシムルコト

(三) 居宅授職輔導

修業ヲ開始又ハ終了シタルトキハ本人ヨリ其ノ年月日ヲ關係市町村銃後奉公會ヲ經テ當支部ニ届出シムルコト

七 其ノ他

授職輔導ヲ受クル者修業ヲ中止又ハ變更セントスル際ハ豫メ當支部ノ承認ヲ受クルコト

第一號様式

戦歿者遺族授職輔導費請求書

一金

但シ昭和 年 月 日北援第 號指令ニ依ル授職輔導ノ爲要シタル三等汽車賃電車賃及自動車賃ノ實

費左記内譯ノ通

右請求候也

昭和 年 月 日

住所

名 氏

恩賜財團軍人援護會北海道支部長 殿

内譯

年月日	地	名	汽 車 賃	自 動 車 賃	電 車 賃	計
合	計					

第二號様式

戦歿者遺族授職輔導費請求書

一金

但シ 恩賜財團軍人援護會北海道支部長委託ニ係ル何某外何名ノ委託費左記内譯書ノ通

昭和 年 月 日

住所

受託者 氏

名 氏

恩賜財團軍人援護會北海道支部長 殿

第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部



第三號様式

戦歿者遺族授職輔導申請書

氏名	受託日数	一日ニ付金	額	止ノ託年開始日	備考
氏名	一日ニ付金	額	止ノ託年開始日	備考	
合計					

世帯	戦歿者ノ続柄	氏名	戦歿年月日	兵種官等級	申請事項				戦歿者ノ続柄	現住地	申請者ノ氏名	生年月日	交通費	食費	月謝	材料費 (内譯記載ノコト)	其ノ他 (内譯記載ノコト)	合計	所要経費概算				同上ニ對スル補助成望額
					修得セントスル技能ノ種別	同上修得施設名及所在地	同上修得期間	委託居託ノ別											資生	食料	被服	住居	
		氏名																					
		名																					
		年齢																					
		在職學校又名ハ																					
算概額年費經要所												者請申											
合	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	

第四號様式

北授第 號指令

本 籍

第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部

昭和 年 月 日 進達	市町村統後奉公會 調査欄		員ノ状況				其ノ世帯ノ戸數割負擔額	其ノ市町村戸數割平均額	世帯總支出概算													
	其ノ他參考トナルベキ事項	修得セントスル技能ニ對スル意見	生活程度	上	中	下			資生	食料	被服	住居	家業	其ノ他	合計							

何々市(町村)統後奉公會長 印











- 五 左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テハ支部長ヨリ要求アリタルトキハ借入金ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ返還スルコト
- (1) 借入申込書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - (2) 貸付金ヲ目的ノ用途ニ使用セザルトキ
  - (3) 故ナク貸付金ノ償還ヲ怠リタルトキ
  - (4) 第三項記載ノ住所變更又ハ財産上重大ナル變更アリタルトキノ届出ヲ怠リタルトキ
  - (5) 其ノ他貸付繼續ヲ不適當ト認ムル事由アルトキ

應召軍人子弟學費補給要綱

- 一 學費ヲ補給スベキ者ハ應召軍人ノ家族ニシテ應召當時中學校ニ在學シ現ニ引續キ在學スルモ生計困難ナルニ因リ退學ノ餘儀ナキニ至ラントスル者ノミニ限ル
- 二 學費補給ヲ受ケントスル者アルトキハ學費補給願(第一號様式)正副二通ニ左記書類各一通ヲ添附シ(町村ニ在リテハ支廳經由)四月二十五日迄ニ本支部ニ提出スルコト

附 屬 書 類

- 一 戶籍抄本(本人及應召軍人ヲ記載セルモノ)
- 二 在學證明書(第二號様式)
- 三 生計調書(第三號様式)

第一號様式

學 費 補 給 願

私 儀

今次事變ニ於ケル應召軍人ノ家族トシテ學費ノ補給相受度候間關係書類相添ヘ此段奉願候也

年 月 日

(現 住 所)

(應召軍人兵科  
官等級氏名)

(續 柄)

(在學者氏名)

(生 年 月 日)

殿

恩賜財團軍人援護會北海道支部長

第二號様式

在 學 證 明 書

何々學校何學年

何

某

右ハ昭和何年何月何日本校へ入學シ爾來引續キ在學中ノ者ナルコトヲ證明ス

年 月 日

何々學校長 氏

名 印

(備 考) 轉學セシ者ニ在リテハ關係學校長ノ證明書ヲモ添付スルヲ要ス

第三號様式

第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部







右ノ通調査候也

昭和 年 月 日

何市町村統後奉公會長

軍事援護事業助成要綱

- 一 助成金ヲ交付スベキ特殊事業ハ左ノ如シ
  - (一) 投 産 場
  - (二) 託 兒 所
  - (三) 母 子 寮
  - (四) 其ノ他寡寡孤獨者ニ對スル諸施設
- 二 事業ハ主トシテ軍人援護施設ニ限ラルベキモ事業主體ハ個人又ハ團體(市町村等ノ公共團體ヲ除ク)タルトヲ問ハザルモノトス
- 三 助成金ノ交付額ハ設備費ノ二分ノ一以内トス  
但シ豫算ノ關係等ニ因リ二分ノ一以上ヲ交付スルコトアルベシ
- 四 助成金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左記書類ヲ添附シ六月末日迄ニ本支部ヲ經テ申請セシムルコト  
尙右期間後計畫セルモノニ在リテハ其ノ都度同様セシムルコト  
但シ此ノ場合ニ於テハ助成金ヲ交付セザルコトアルベシ
- (一) 事業計畫書  
本年度設備費ノ内容ヲ具體的ニ記載ノコト

本施設利用見込人員ヲ軍人遺族家族ト其ノ他ノ者トニ區別シテ記載ノコト

(二) 事業費豫算書

尙ほ本年度事業成績に示す如く、當初支部に於て計畫したる事業中、軍人援護事業の助成、軍人遺族家族及傷痍軍人子弟の中學校以上に學ぶ者の學資給與は其の該當がなかつた。

第四節 軍人援護功績者表彰

軍人援護會支部に於ては前節に示すが如く特に本年度の事業として今次事變勃發以來軍人援護に功績ある者の表彰を行つたが、豫め各支廳長、市町村に其の調査を依頼して是に基き銓衡の上、昭和十四年八月十五日各市町村を通じて感謝狀を傳達表彰した。是れ本會の行つた最初の表彰である。表彰者は個人及團體合せて二百十名で其の氏名左の如くである。

記

林 テル	佐々木みつ	鈴木吉太郎	上田萬平	藤森武左衛門
渡部 榮藏	國廣光太郎	林 清太郎	小坂直藏	落合キツ
保坂ひろこ	佐藤三次郎	富江治三郎	久米庄五郎	渡部フサ
中 島 審	關 川 盛	能石村愛國國防 綜合婦人會	大野 ちよ	黑田ひさ
野本ジツ	石山勘七	帝國在郷軍人會 黑松内村分會	齋藤樂平	松尾えん
若森タニ	小原トヨ	愛國婦人會 島野村分會	三宅幸右衛門	加藤象一
栗城タケ	佐藤友藏	大日本國防婦人會 會余別村分會	秋田 岳轉	高野名幸作



一戸みち	黒澤仁助	中島金藏	田下もと子	三川ヒデ
吉田郁	吉田イト	佐藤清彌	野崎達雄	山岸延次郎
小林チノ	小野とき	原岡政尾	横野フミ	村田コノエ
川合金治	高田喜太郎	中村清	田中萬吉	大日本国防婦人會多寄村分會
高崎三郎	田中マス	奥山静子	植木フサ	山口賢松
山口アサノ	進藤倉吉	堀ケイ	佐野美代	遠藤運平
藤原秀藏	北島やな	本間キミ	愛國婦人會留萌町分會	大日本国防婦人會留萌町分會
武内伊作	和田久藏	土田甚平	星野ハル	戸田文七郎
鎌田ふさよ	小野貴美	曾根田虎雄	佐藤カト	酒本俊平
長谷謙司	廣川六治郎	吉田禮文	松家辻五郎	有岡隅次
佐々木千太郎	佐々木長明	沼田勇司	竹村菊治	橋井清次郎
藤澤利國	阿部四郎	石井タカ	市原すみの	庄田萬里
大貫則成	大日本国防婦人會	長江紋平	稻熊なを	上林大眞
大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	土門恭子	大西千代	芳賀庚子
大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	瑞椽青年團	奉公會幌内班	愛國婦人會
大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	渡邊信太	雄武村分會
大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	中川時次	隱岐儀藏
大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	大内つげの	嵩鶴彦
大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	齋藤しも	堀川百合子
大日本国防婦人會	大日本国防婦人會	大日本国防婦人會		行澤清美

今井たか子	坂本孫左衛門	瀧本濱	八卷まつ	佐伯タキ
高田サツ	出雪路 薫	金光昇丸	大河内ウタ	吉田カズ
愛國婦人會	佐々木武雄	的場正雄	紙谷テル	森君一
靜内町分會	田口忠之助	奥田惣治郎	副浦喜太郎	手捲みや
山本傳吉	一山廣治	高尾佐太悦	高尾 亘	大西豊次郎
出崎ヒサ	永谷ミツ	聯合教和會	門傳ツヤ	新得町佛教團
王子 茂	森 長太郎	藤田 要	金山銀衛門	須藤みえ
遠藤ハツエ	中島ヒサ	泉 佐七	馬場ミヨノ	平田助市
千葉こがね	銃後奉公會	中山正能	黒木ジュン	植石駒吉
高橋きさの	羽田桐實行班	波田新作	萩原良一	泉館石太
金子定吉	長谷川末吉	函館軍友會	愛國婦人會	大日本国防婦人會函館支部
村田榮三郎	帝國在郷軍人會	平塚常次郎	函館支部	塚倉仁松
相馬哲平	函館市聯合分會	小原敏雄	長谷川 藤三郎	愛國婦人會
宮腰伊七郎	三浦豊吉	帝國在郷軍人會	今關恭尙	旭川市分會
大日本国防婦人會旭川支部	藤森彌吾吉	帝國在郷軍人會	愛國婦人會	辻 徳夫
佐藤タカ	佐々木 米太郎	金井重喜	梁瀬長太郎	飯田要次郎
齋藤繁枝	間瀬政子	廣瀬静子	佐野文子	林 静一郎

以上二一〇名



### 第五節 本部事業

軍人援護會に於ては支部をして實施せしめた事業の外、支部を経由申請せしめ其の裁量を本部に於てなしたものがあつた。本篇に於ては是を本部事業と呼ぶ事とする。

本年度中本部事業として實施したものは戦歿軍人遺兒の靖國神社參拜行事を始めとし、遺族並に傷痍軍人に對する生業資金貸付事業、讀賣新聞社寄託の同厚生資金貸付事業、又本年中の二大事業と稱せらるゝ準扶助料支給事業及歸郷死歿軍人慰籍援護事業等であるが、此の中準扶助料支給は既に第十章「遺旗の特別援護」に記述せるの如く本人より道廳を経由申請せしめ、歸郷死歿軍人慰籍援護は原則として本人の申請を俟たず、市町村統後奉公會長に於て該當者を發見したる時、支部を経て軍人援護會長に報告の上夫々處置する事としたのである。又生業資金、厚生資金は本人より支部を経て本部に申請其の決定貸付を受ける事に定められたもので、以下是等の事業の概要を記述する。

#### 一 戦歿軍人遺兒靖國神社參拜事業

軍人援護會に於ては本年八月六日戦歿軍人遺兒の靖國神社參拜行事を實施し、各支部をして參加遺兒の選定、上京斡旋等をなさしむる事とした。本事業は全國の遺兒團體を以て靖國神社參拜を行はしめ、今は神と祀らるゝ亡き父、亡き兄等に所謂社頭感激の對面を行はしむる趣旨の下に計劃されたもので、遺族優遇の一法たるのみならず、全遺族並に一般國民の精神指導上、極めて意義ある行事と稱すべきである。

支部に於ては本年四月下旬本部より右に關する通牒に接し參加者の選定、輸送、宿舍其他萬般の斡旋に當るの準備に著手し、不取敢四月二十七日援護會副支部長の名を以て各支廳、市町村長に通牒遺兒の調査を依頼した。此の際

の通牒左の如くである。

北援第八六號 昭和十四年四月二十七日

各 支 廳 長

軍人援護會北海道副支部長

各 市 町 村 長

戦歿軍人軍屬ノ遺兒數調査方ノ件

本年度本會ノ事業トシテ左記要綱ニヨリ戦歿軍人軍屬ノ遺兒ニ靖國神社ヲ參拜セシムベク計劃中ニ付別記様式ニ依リ調査ノ上五月十日迄ニ回報相煩度

記

戦歿軍人遺兒靖國神社參拜費補助要綱

- 一 滿洲事變支那事變戦歿ノ軍人軍屬（遺族特別賜金下賜願出中ノ者及戦病死ノ公報ノアリタルモノヲ含ム）ノ遺兒タルコト
- 二 現在尋常小學校第六學年ニ在學中ノ者タルコト
- 三 補助費ハ本見込人員調査ノ結果ニヨリ決定スベキモ東京ニ於ケル宿泊料ヲ主トシ往復旅費ノ一部ヲ補給スル豫定ナリ
- 四 參拜時期ハ靖國神社春秋大祭日ヲ避ケ修學上支障ナキ時期ヲ選定スルコト

（別記）

滿洲支那事變戦歿軍人軍屬遺兒小學校第六學年在學人員表

	(市)	町	村)
--	-----	---	----







- (五) 參拜兒童ニハ在京中緣故者ノ家庭ニ宿泊ヲ許サザルコト但シ豫メ緣故者ノ住所、氏名ハ調査シ置クコト
- (六) 旅行中ハ任意ニ飲食セザルコト
- 四 服裝、携帶品ニ就イテ
  - (一) 服裝ハ質素ニシテ校服アルモノハ成ルベク校服トス但シ著換襦袢一、腹巻一ヲ携帶スルヲ可トス
  - (二) 携帶品ハ學校用靴又ハ旅行袋(リュックサツク)ニ風呂敷、雨具(油紙ニテモ可)水筒、箸、手拭、ハンカチ、齒磨等ノ必需品トス
  - (三) 携帶品ニハ氏名札ヲ附著スルコト
  - (四) 小遣錢ハ最少限度ニ止ムルコト
- 五 附添人ニ就イテ
  - (一) 兒童個人ノ附添人ハ各自ノ負擔ニ於テ同行セシムルコトヲ得
  - (二) 附添人ハ參拜觀覽等ノ行動ニ參加セシメザルモノトス
  - (三) 附添人ハ兒童ト同一宿舍ニ投宿希望スル向ハ斡旋スベキニ付調査ノコト

(別記)

戰歿者遺兒靖國神社參拜行事日程表

第一	目次		行	事	摘	要
	日	月				
日四月八	午前	八・五〇	札幌驛集合			
	午後	四・〇〇				
日四月八	午前	八・五〇	函館驛集合			午前九・五〇分札幌驛發(急行)午後四・二三分函館驛著、函館驛集合ハ後志、檜山、函館、渡島
	午後	四・〇〇				

日	日二第	日三第	日四第	日五第
(金)	(土)日五月八	(日)日六月八	(月)日七月八	(火)日八月八
午後 五・〇〇	午前 一〇・二五 午後		午後 七・〇〇 午前 後前	午後 〇・五〇 同 七・四四
乘船出發	一 著京(上野驛) 二 晝食 三 二重橋前ニ至リ宮城遙拜 四 指定宿舍ニ入ル	一 靖國神社參拜 二 會館講話 三 遊就館觀覽 四 國防館觀覽 五 道府縣每ニ記念撮影 六 明治神宮外苑(實物館參拜觀) 七 海軍館夕開覽 八 慰安ノ夕開覽 (於軍人會館)	一 宿舍ニ於テ休養 二 上野公園及動物園見學 三 上野驛發退京	一 函館驛著 二 札幌驛著
贈振、室蘭、日高管内ノ者ノミ				一部解散 解散

參拜希望兒童調査表

一 氏名	一 住所	一 年齢



一 學校名	
一 戦歿者ノ兵種、等級、氏名	
一 戦歿 區分 (戦、病 區別)	
一 附添人ノ氏名、年齢、本人トノ續柄	
一 附添人同宿希望ノ有無	
一 東京ニ於ケル縁故者ノ住所氏名	
一 居住地ヨリ集地迄ノ旅費支給有無	
一 其ノ他本人ノ個性ニ付参考事項	

支部に於ては参加希望者中より男一七名、女二二名計三九名を選定し其の旨各市町村長宛通牒、指定日時南部地方児童は函館に、他は札幌に集合せしむる事とし、道廳社會課員及軍人援護會支部職員數名附添へ、豫定計劃の如く八月四日午後五時の連絡船にて上京の途につき翌五日著京、指定宿舎に入つた。著京後の日程は豫定計劃の如く進められ、八月六日待望の靖國神社に参拜し、軍人援護會長、靖國神社宮司の激励の講話あり、社前にて記念の撮影をなし、其れより遊就館國、防館の觀覽、明治神宮参拜、海軍館觀覽等をなし、同夜軍人會館に於て開催の慰安の夕に参列し、八月七日午後七時上野驛發歸道の途につき同八日一同元氣にて歸道した。

畏くも此の靖國神社参列の遺兒に對しては八月四日 皇后陛下より御菓子御下賜の御沙汰あり、一同恐懼 聖恩の難有きに感泣したのである。

## 二 遺族並に傷痍軍人生業資金貸付事業

軍人援護會本部では戦歿軍人遺族並に傷痍軍人中、其の生業を起し又は持續を圖らんとするも資金乏しく是を果し得ざるもの相當あるに鑑み、本年五月一日より是等遺族並に傷痍軍人に生業資金の貸付を行ふ事とし、市町村より道府縣支部を経て其の申請を行はしむる事とした。生業資金貸付は双方共一世帯五百圓迄とし、貸付期限十年以内、無利子、返済方法は月賦、年賦、又は定期に依ることとしたもので、貸付したる遺族又は傷痍軍人に對しては擔任の生業輔導員を定めて生業の輔導に當らしむる事となしたのである。

支部に於ては右本部の通牒に基き、遺族に就ては六月七日又傷痍軍人に就ては七月二日支部長より各支廳長、市町村長宛通牒を發し其の趣旨の徹底を圖つた。兩通牒左の如くである。

北援第一一四號 昭和十四年六月七日

財團 軍人援護會北海道支部長

各 支 廳 長  
各 市 町 村 長

### 遺族生業資金貸付ニ關スル件

今般財團 軍人援護會ニ於テ戦歿軍人軍屬ノ遺族ニ對スル生業資金ノ貸付事業ヲ施行ノコト、相成候處本道ニ於ケル本事務ノ執行ハ本支部ニ委任相成候條了知ノ上本事業ノ周知方御取計相煩度  
追テ各用紙ハ請求ニ依リ送付致スベキニ付申添候

記

- 一 生業資金貸付規程ハ別記ノ通トス
- 二 生業資金ハ眞ニ生業ノ爲必要ナル資金ニ充テシメ舊債償還其ノ他ノ目的ニ充ツルコトナキ様留意スルコト
- 三 貸付金ノ辨濟方法ハ成ルベク月賦又ハ年賦等均等償還ノ方法ニ依ルコト



- 四 借入申込書ノ受理ニ當リテハ借入申込人ノ人的信用ニ重點ヲ置キ事業計畫申込事項等ヲ検討シテ眞ニ必要ト認メラル、貸付金額、貸付期間及辨濟方法ヲ定メシムルコト
- 五 各借受人ニハ必要ニ應ジ生業輔導員ヲ定メ其ノ生業ノ輔導ニ當ラシムルコト  
生業輔導員ハ名譽職トシ市町村長ニ於テ借受人ト協議シ借受人ノ生業ヲ輔導スルニ適スル地位職業ニ在ル民間ノ適任者(銃後奉公會相談所委員又ハ相談指導員等)ノ中ヨリ其ノ同意ヲ得テ推薦シタル者ニ對シ恩賜軍人援護會理事長之ヲ委囑スルモノトス  
前項生業輔導員ノ推薦書ハ市町村長ニ於テ借入申込書ヲ進達スル場合之ヲ添付スルコト(輔導員タルベキ者ノ住所、職業、氏名、生年月日等ヲ記入ノコト)
- 六 市町村長ニ於テハ常ニ輔導員ト緊密ナル連絡ヲ保持シ借受人ノ生業運営ヲ支持シ償還計畫ノ遂行ヲ容易ナラシムルニ努ムルコト
- 七 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ借受人ヨリ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコト
  - (一) 借入申込書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - (二) 貸付金ヲ目的ノ用途ニ使用セザルトキ
  - (三) 故ナク貸付金ノ償還ヲ怠リタルトキ
  - (四) 故ナク當該生業ヲ廢シタルトキ
  - (五) 其ノ他貸付ノ繼續ヲ不適當ト認ムル事由アルトキ
- 八 市町村長ニ於テ借入申込書ヲ進達ノ際ハ借入申込書裏面ノ市町村長調査欄ノ事項ヲ記載ノコト
- 九 町村ニ在リテハ借入申込書ハ支廳長ヲ經由シテ支部ヘ進達スルコト

十 市町村長ハ借受人他市町村ヘ轉住シタルトキハ速ニ其ノ新舊住所ヲ申報スルコト  
(別記)

遺族生業資金貸付規程

(昭和十四年五月一日設定)

- 第一條 本會ノ遺族ニ對スル生業資金ノ貸付ニ關スル事務ハ道府縣支部ニ於テ之ヲ行フ
- 第二條 生業資金ノ貸付ヲ受クル資格アル者ハ左記各號ニ該當スル軍人及軍屬ノ遺族トス
  - (イ) 戦闘又ハ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルモノ
  - (ロ) 戦闘又ハ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲不具廢疾トナルモ重大ナル過失ナキ場合ニ於テ其ノ傷痍疾病ニ因ラズシテ死亡シタルモノ
- 恩給法ニ規定スル遺族ニ非ザルモ事實上ノ妻子父又ハ母ノ關係ニアル者ハ準遺族トシテ前項ニ準ズルコト
- 第三條 生業資金ハ人物性著實ニシテ生業ニ熱意ヲ有シ且成業ノ見込アル者ニ對シテ之ヲ貸付クルモノトス
- 第四條 生業資金ノ用途ハ生業ノ爲ノ運轉資金又ハ設備資金其ノ他生業ニ必要ナル資金ニ限ルモノトス
- 第五條 貸付金額ハ一遺族五百圓以内トス
- 第六條 貸付期限ハ据置期間ヲ含ミ十年以内ニ於テ之ヲ定ムルモノトス
- 第七條 貸付金ノ辨濟方法ハ月賦、年賦、定期償還其ノ他ノ方法ニ依ル
- 第八條 利子ハ無利子トシ保證人ハ之ヲ要セズ
- 第九條 生業資金ノ借入希望者ハ借入申込書(様式第一號)ヲ市區町村長ヲ經テ支部ニ提出スルモノトス
- 第十條 借入申込書ニハ各資格ニ應ジ扶助料證書寫、扶助料證書未交付ノ場合ハ戰傷病歿公報寫、傷痍軍人證明書  
準遺族ニ關スル市町村長ノ證明書及戶籍謄本ヲ添付スルコトヲ要ス



第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部

- 第十一條 貸付決定シタルトキハ借用證書(様式第二號)ヲ提出セシメテ支部ヨリ資金ヲ交付ス
- 第十二條 辨濟金ハ支部長ノ指定スル方法ニ依リ拂込ムベキモノトス
- 第十三條 貸付ノ決定ニ當リテハ豫メ貸付委員ノ意見ヲ徵ス
- 第十四條 各借受人ニハ擔當ノ輔導員ヲ定メ其ノ生業ノ輔導ニ當ラシム

表

恩賜財團軍人援護會遺族生業資金借入申込書

係ノ業ト計事業ノ種類計費等ノ概要	前職	現職	借入金ニ依ル事業ノ用途	事項	申込人		原籍	住所	前住所	借入期間	申込年月日	現在事業一ケ年ノ成績概要	資産	負債
					氏名	続遺名								
						年 月 日生								

裏

他府縣ニ於テ當該資金借入ノ有無及其ノ金額	同一世帯内ニアル家族ノ氏名、年齢、職業	納税生活状況	市町區村長調査	輔導員候補者	貸付		職業略歴	氏名	住所	本人ノ人物性及家族ノ健康狀況其ノ他	備考
					貸付決定年月日	貸付期間					
					昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日					

様式第二號

遺族生業資金借用證書

印紙 一金

圓也

註 五十圓以下二錢、百圓以下三錢、五百圓以下十錢ノ印紙ヲ貼付ノ事

貴會遺族生業資金ヲ右借用致候ニ付テハ左記條項ヲ遵守履行可仕候

昭和 年 月 日

第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部

私儀



住所

恩賜 軍人援護會理事長

殿

(元)官等級  
又ハ  
(元)官職階 「氏名」

「遺族」 氏

名 ⑩

記

- 一 借入金ハ左ニ依リ辨濟スルコト
- 二 辨濟金ハ左ノ方法ニ依リ 恩賜 軍人援護會道(府縣)支部長(他支部管内ニ轉住シタルトキハ爾後ハ轉住先支部長)ニ拂込ムコト
- 三 借受人ニ住所變更又ハ財産上ノ重大ナル變更アリタルトキハ直ニ輔導員ヲ經テ支部宛届出ヅルコト
- 四 係員ヨリ生業ニ關シ指示ヲ受ケ又ハ調査報告ヲ求メラレタルトキハ之ニ應ズルコト
- 五 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ支部長ヨリ要求アリタルトキハ借入金ノ全部又ハ一部ヲ返還スルコト
  - 1 借入申込書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - 2 貸付金ヲ目的ノ用途ニ使用セザルトキ
  - 3 故ナク貸付金ノ償還ヲ怠リタルトキ
  - 4 故ナク當該生業ヲ廢シタルトキ
  - 5 「三」ノ義務ヲ怠リタルトキ
  - 6 其ノ他貸付繼續ヲ不適當ト認ムル事由アルトキ

北援第一四〇號

昭和十四年七月二日

各 支 廳 長

各 市 町 村 長

恩賜 軍人援護會北海道支部長

傷痍軍人生業資金貸付ニ關スル件

今般 恩賜 軍人援護會ニ於テ傷痍軍人ニ對スル生業資金貸付事業施行ノコト、相成候處本道ニ於ケル本事業ノ執行ハ本支部ニ委任相成候條左記了知ノ上本事業ノ周知徹底方可能取計相煩度 追テ各用紙ハ請求ニ依リ送付致スベキニ付申添候

記

- 一 生業資金貸付規程ハ別記ノ通トス
- 二 生業資金ハ眞ニ生業ノ爲必要ナル資金ニ充テシメ舊債償還其ノ他ノ目的ニ充ツルコトナキ様留意スルコト
- 三 貸付金ノ辨濟方法ハ成ルベク月賦又ハ年賦等均等償還ノ方法ニ依ルコト
- 四 借入申込書ノ受理ニ當リテハ借入申込人ノ人的信用ニ重點ヲ置キ事業計畫申込事項等ヲ検討シテ眞ニ必要ト認メラルル貸付金額、貸付期間及辨濟方法ヲ定メシムルコト
- 五 各借受人ニハ擔當ノ生業輔導員ヲ定メ其ノ生業ノ輔導ニ當ラシムルコト  
生業輔導員ハ名譽職トシ市町村長ニ於テ借受人ト協議シ借受人ノ生業ヲ輔導スルニ適スル地位職業ニ在ル民間ノ適任者ノ中ヨリ其ノ同意ヲ得テ推薦シタル者ニ 恩賜 軍人援護會理事長之ヲ委嘱スルモノトス  
前項生業輔導員ノ推薦書ハ市町村長ニ於テ借受申込書ヲ進達スル場合之ヲ添附スルコト(輔導員タルベキ者ノ住所、職業、氏名、生年月日等ヲ記入ノコト)



六 市町村長ニ於テハ常ニ輔導員ト緊密ナル連絡ヲ保持シ借受人ノ生業運営ヲ支持シ償還計畫ノ遂行ニ容易ナラシムルニ努ムルコト

七 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ借受人ヨリ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコト

- (一) 借人申込書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - (二) 貸付金ヲ目的ノ用途ニ使用セザルトキ
  - (三) 故ナク貸付金ノ償還ヲ怠リタルトキ
  - (四) 故ナク當該生業ヲ廢シタルトキ
  - (五) 其ノ他貸付ノ繼續ヲ不適當ト認ムル事由アルトキ
- 八 市町村ニ在リテ借入申込書ヲ進達ノ際ハ借入申込書裏面ノ市町村長調査欄ノ事項ヲ記載ノコト
- 九 町村ニ在リテハ借入申込書ハ支廳長ヲ經由シテ支部ヘ進達スルコト
- 十 市町村長ハ借入人他市町村ヘ轉任シタルトキハ速ニ其ノ新舊住所ヲ申報スルコト

傷疾軍人生業資金貸付規程

(昭和十四年五月一日設定)

- 第一條 本會ノ傷疾軍人ニ對スル生業資金ノ貸付ニ關スル事務ハ道府縣支部ニ於テ之ヲ行フ
- 第二條 生業資金ノ貸付ヲ受クル資格アル者ハ軍人又ハ準軍人トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲恩給法ニ依リ増加恩給、傷病年金若ハ傷病賜金ヲ受ケ又ハ受クル見込確實ナル者トス
- 第三條 生業資金ハ人物性行着實ニシテ生業ニ熱意ヲ有シ且成業ノ見込アル者ニ對シテ之ヲ貸付クルモノトス

- 第四條 生業資金ノ用途ハ生業ノ爲ノ運轉資金又ハ設備資金其ノ他生業ニ必要ナル資金ニ限ルモノトス
- 第五條 貸付金額ハ一世帯五百圓以內トス
- 第六條 貸付期間ハ据置期間ヲ含ミ十年以內ニ於テ之ヲ定ムルモノトス
- 第七條 貸付金ノ辨濟方法ハ月賦年賦定期償還其ノ他ノ方法ニヨル
- 第八條 利子ハ無利子トシ保證人ハ之ヲ要セズ
- 第九條 生業資金ノ借入希望者ハ借入申込書(様式第一號)ヲ市區町村長ヲ經テ支部ニ提出スルモノトス
- 第十條 借入申込書ニハ恩給證書寫若ハ恩給裁定通知書寫又ハ最後ニ治療ヲ受ケタル陸軍病院長又ハ海軍人事部長ノ發給スル恩給受給見込證明書ヲ添付スルコトヲ要ス
- 第十一條 貸付決定シタルトキハ借用證書(様式第二號)ヲ提出セシメテ支部ヨリ資金ヲ交付ス
- 第十二條 辨濟金ハ支部長ノ指定スル方法ニ依リ拂込ムベキモノトス
- 第十三條 貸付ノ決定ニ當リテハ豫メ貸付委員ノ意見ヲ徵ス
- 第十四條 各借受人ニハ擔當ノ輔導員ヲ定メ其ノ生業ノ指導ニ當ラシム

表

恩賜財團軍人援護會傷疾軍人生業資金借入申込書

人	申		退院年月日	昭和	年	月	日	原	住	前
	職	階						籍	所	住







- 四 係員ヨリ生業ニ關シ指示ヲ受ケ又ハ調査報告ヲ求メラレタルトキハ之ニ應ズルコト
- 五 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ支部長ヨリ要求アリタルトキハ借入金ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ返還スルコト
- (1) 借入申込書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
- (2) 貸付金ヲ目的ノ用途ニ使用セザルトキ
- (3) 故ナク貸付金ノ償還ヲ怠リタルトキ
- (4) 故ナク當該生業ヲ廢シタルトキ
- (5) 第三項ノ住所ノ變更又ハ財産上重大ナル變更アリタルトキノ届出ヲ怠リタルトキ
- (6) 其ノ他貸付繼續ヲ不適當ト認ムル事由アルトキ

### 三 厚生資金貸付事業

戦歿軍人遺族並に傷痍軍人に對し前項生業資金貸付事業の外、同様目的を以て讀賣新聞社寄託の厚生資金貸付事業をも實施したが、本貸付は一世帯百圓を限度とし、無利子、三年以内に月賦、年賦、又は定期償還の方法に依り返済せしむる事としたもので、支廳長、市町村長を通じ支部を経由申請せしめたのである。

支部に於ては本件本部の通牒に基き昭和十四年七月十九日支部長通牒を各支廳長、市町村長宛發し趣旨の徹底を期した。通牒左の如くである。

北援第一六一號 昭和十四年七月十九日

各 支 廳 長

財團軍人援護會北海道支部長

各 市 町 村 長

戦歿者遺族戦傷者厚生資金貸付ニ關スル件

今般讀賣新聞社ヨリ寄託セラレタル戦歿者ノ遺族並ニ戦傷病者ニ對スル生産資金ハ左記各項ニヨリ貸付致スベク候條本事業ノ周知方御取計相煩度

記

- 一 融資ノ目的
  - 戦歿者遺族及戦傷病者ニシテ其ノ名譽ヲ保持セシムル爲必要ナル醫療、就學、就職其ノ他緊急又ハ不時ノ出資ニ充當セシムルモノトス
- 二 借 受 資 格
  - (一) 「遺族」戦歿軍人軍屬ノ妻子、父母、祖父母、其ノ他戦歿當時之ト同一戸籍内ニ在リテ本人ヨリ扶養ヲ受ケツ、アリシ者ニ限ル
  - (二) 「戦傷病者」歸郷シタル戦傷病軍人軍屬ニ限ル
- 三 貸 付 限 度
  - 一世帯ニ付金百圓以内トス
- 四 償 還 方 法
  - 貸付金ハ無利子、無擔保トシ貸付ノ年ヨリ三年以内ニ月賦、年賦又ハ定期償還ノ方法ニ依ルコト
- 五 借入申込方法
  - 資金ノ借入ヲ爲サントスル者ハ借入申込書(一號様式)ヲ市町村長及支廳長ヲ經テ支部へ提出スルコト
- 六 貸 付 決 定







理 備 考	整 年資 金交 月付 日付		付 貸 付 期 間		貸 年貸 付 月決 日定	
		昭和 年 月 日	自昭和 至昭和 年 年 月 月 日 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	日
	借 用 證 書 受 領 年 月 日	借 用 證 書 受 領 年 月 日	借 用 證 書 受 領 年 月 日	借 用 證 書 受 領 年 月 日	借 用 證 書 受 領 年 月 日	借 用 證 書 受 領 年 月 日
	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日

様式第二號

戦歿者遺族戦傷病者厚生資金借用證書

印  
紙

註 五十圓以下二錢 百圓以下三錢ノ印紙ヲ貼付スルコト

一金

圓也

右貴會戦歿者遺族戦傷病者厚生資金借用致候ニ付テハ左記條項ヲ遵守履行可仕候

昭和 年 月 日

住 所

(元)官等級又ハ(元)官職階

戦歿者官等級氏名、續柄

氏

名 ㊦

恩賜財團軍人援護會北海道支部長

殿

記

- 一 借入金ハ左記ニ依リ辨済スルコト
- 二 辨済金ハ左ノ方法ニ依リ財團軍人援護會北海道支部長ニ拂込ムコト
- 三 借受人ニ住所ノ變更又ハ財産上ノ重大ナル變更アリタルトキハ直ニ支部宛届出ヅルコト
- 四 係員ヨリ生業ニ關シ指示ヲ受ケ又ハ調査報告ヲ求メラレタルトキハ之ニ應ズルコト
- 五 左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テハ支部長ヨリ要求アリタルトキハ借入金ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ返還スルコト
  - (1) 借入申込書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
  - (2) 貸付金ヲ目的ノ用途ニ使用セザルトキ
  - (3) 故ナク貸付金ノ償還ヲ怠リタルコト
  - (4) 故ナク生業ヲ廢シタルトキ
  - (5) 第三項記載ノ住所ノ變更又ハ財産上重大ナル變更アリタルトキノ届出ヲ怠リタルトキ
  - (6) 其ノ他貸付繼續ヲ不適當ト認ムル事由アルトキ

四 歸郷死歿軍人慰藉援護

軍人援護會本年度の二大事業中、準扶助料に就ては其の申請が道廳を經由する關係上第十章「遺族の特別援護中」に記述したが、歸郷死歿軍人慰藉援護は、市町村銚後奉公會長より支部を経て軍人援護會長に報告處理されるものなるを以て、此處に其の概要を記述する。即ち今次事變に出勤し、氣候風土の異なる戦傷に於て激務に服せし下士官兵中、内地歸還召集解除又は除隊となり、歸郷したる後幾許もなくして病氣に罹り短時内に死歿するもの相當あるが、國



民は是等下士官兵の死亡と事變地勤務との間には相當の因果關係あるべしと考へ又遺族として是を信じて疑はざるは至極尤もな事である。併しながら其等の人々の多くは健康者として召集解除又は除隊となりし爲、是を明確に立證すべき資料なく、従つて恩給は勿論、特別賜金又は轉免役賜金等の國家的恩典を受くるの由なき状態にあり、甚だ同情に堪へざる處である。即ち軍人援護會に於ては是等不幸なる下士官兵の遺族を慰藉し且つ援護する爲、歸郷死歿軍人慰藉援護事業を創設するに至つたもので、昭和十四年十月三日より是を實施したのである。

本件實施に關し本部の通牒に基き、支部に於ては十月十五日副支部長通牒を各支廳長、市町村銃後奉公會長宛發し其の趣旨の徹底を圖つた。通牒左の如くである。

北援第二八五號 昭和十四年十月十五日

各 支 廳 長

恩賜財團軍人援護會北海道支部副支部長

各市町村銃後奉公會長

歸郷死歿軍人慰藉援護實施ニ關スル件

今般<sup>恩賜財團</sup>軍人援護會ニ於テ陸海軍下士官兵ニテ支那事變地又ハ滿洲(除關東州)ヨリ歸還後召集解除若ハ除隊トナリ歸郷後一年以内ニ死亡シタルモノ、遺族ニ對シ左記要項同手續ニ依リ十月三日ヨリ援護事業ヲ實施スルコト、相成候條一般ニ周知方取計相煩度

歸郷死歿軍人慰藉援護要項

第一 下士官、兵ニシテ支那事變地(沿海州ヲ含ム)又ハ關東州以外ノ滿洲ヨリ歸還シ六ヶ月以内(陸海軍病院在院中ノ期間ヲ除ク)ニ召集解除又ハ除隊トナリ歸郷シタル後一年以内ニ故意又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非

ズシテ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ對シ本要項ニ依リ之ヲ慰藉援護スルコト

第二 本要項ノ慰藉援護ハ左ノ三種トスルコト

(イ) 會長ノ弔辭及弔慰金(金拾圓)

第一項ノ該當者アル場合其ノ都度之ヲ贈ルモノトス

(ロ) 慰藉金(金五拾圓)

第一項ノ下士官、兵又ハ其ノ遺族ニシテ恩給法ニ依ル諸給、特別賜金又ハ轉免役賜金ヲ給セラレザル場合之ヲ贈ルモノトス

贈ルモノトス

(ハ) 援護金(別表)

(ロ) 下士官、兵又ハ其ノ遺族ニシテ除隊又ハ召集解除若ハ其ノ後引キ續キ軍事扶助又ハ之ニ準ズル生活援護ヲ受ケアリタル場合之ニ贈ルモノトス但シ一時恩給、一時扶助料、傷病賜金又ハ轉免役賜金ヲ受ケタル場合ト

雖モ其ノ總額本要項ノ援護金、慰藉金ヲ合算セル額ニ達セザルトキハ其ノ差額ヲ贈與スルモノトス

第三 本要項ノ弔慰金慰藉金又ハ援護金ヲ受クベキ遺族ニ關シテハ轉免役賜金令第五條乃至第八條ノ規定ヲ準用スルコト但シ死亡セル下士官兵ト同一戸籍内ニアラザルモ之ト同一世帯ニ在リシ事實上ノ妻、又ハ子アル場合ハ右規定ニ於ケル祖母ノ次順位トスルコト

第四 本要項ハ昭和十二年七月七日以降ノ死歿者ニ適用スルコト

第五 本要項ニ定ムルモノヲ除クノ外慰藉援護實施上必要ナル事項ハ歸郷死歿軍人慰藉援護手續ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコト

(別表)



種別	區分	生活困難ナルモノ	生活稍々困難ナルモノ	摘要
歸郷後三ヶ月以内ニ死亡シタル場合 歸郷後六ヶ月以内ニ死亡シタル場合 歸郷後十二ヶ月以内ニ死亡シタル場合		二五〇・〇〇	一五〇・〇〇	
		一五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
		一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	

歸郷死歿軍人慰籍援護手續

- 第一 歸郷死歿軍人ノ慰籍援護ハ軍人死歿當時ノ現住所銃後奉公會長(銃後奉公會ノ設立セラレアラザル地方ニ在リテハ市區町村長以下同ジ)ニ於テ本籍地其ノ他關係ノ銃後奉公會長トヨク連絡シ之ヲ取扱フモノトス但シ死歿軍人ト其ノ遺族ト住所ヲ異ニシアル場合ハ要項第三ノ遺族順位ニ依ル受給者ノ居住シアル銃後奉公會長ニ於テ取扱フモノトス
- 第二 銃後奉公會長本要項ニ該當スル遺族アルヲ知リタルトキハ直ニ本會長ノ弔辭及弔慰金ヲ其ノ遺族ニ贈リ支部長ヲ經テ本會長ニ之ヲ報告(別紙第一號様式)スルモノトス  
本會ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ速ニ支部長ヲ經テ銃後奉公會長宛ニ送金ス
- 第三 銃後奉公會長前項ノ遺族ニ對シ更ニ慰籍金又ハ援護金ヲ贈與スルノ要アルヲ認メタルトキハ自己ノ意見書(別紙第二様式)ニ左記ノ書類ヲ添ヘ支部長ヲ經テ本會長ニ申請スルモノトス  
一 戶籍謄本(要スレバ除籍謄本ヲ添フ)(死亡ノ事實及死亡者ト受給者トノ續柄ヲ明瞭ニスルモノ)  
二 死亡診斷書ノ寫  
三 恩給法ニ依ル諸給、特別賜金又ハ轉免役賜金ヲ給セラレザルコトヲ證スル元所屬(留守)部隊長又ハ所管聯隊區司令官、海軍人事部長等ノ證明書

- 第四 本會支部長前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ之ニ援護ノ要否ニ關スル意見ヲ附シ本會長ニ提出スルモノトス
- 第五 慰籍金又ハ援護金ハ本會ヨリ支部長銃後奉公會長ヲ經テ遺族ニ之ヲ贈與スルモノトス

歸郷死歿軍人弔慰金贈與報告書

死亡者官等級氏名 死亡年月日	陸軍歩兵上等兵 何 昭和十四年七月十五日死亡	本籍地		現住所		受給者氏名及續柄	弔問概況
		縣 府 市 郡 區 村 町 番地	縣 府 市 郡 區 村 町 番地	縣 府 市 郡 區 村 町 番地	縣 府 市 郡 區 村 町 番地		
某	某	府 市 區 町 番地	府 市 區 町 番地	府 市 區 町 番地	府 市 區 町 番地	何誰(死亡者)妻 何	弔問前後ノ概況ヲ記述ス

昭和 年 月 日

恩賜財團軍人援護會長

殿

府 銃後奉公會長  
(市區町村長) 何

某 團

(別紙)

第二様式

第二十四章 恩賜財團軍人援護會北海道支部







### 第二十五章 各種團體の活動

#### 第一節 大日本傷痍軍人會北海道支部

大日本傷痍軍人會北海道支部は前編記述の如く昨年本部の改組強化に伴ひ、從來道廳社寺兵事課内に於て其の執務に當つたのを社會課内に移してより、社會課に於ては鋭意其の會務の整備に當り著々實績を挙げ大いに其の陣容を整ひたのである。殊に其の直後同支部の事業として本部の指示に依る傷痍軍人相談所を課内に設け主事以下を囑託して傷痍軍人の各種相談指導に當らしむる事とし相當の實績を挙げた。

傷痍軍人會は固より傷痍軍人の修養團體にして、支部に於ては本年第一著手の事業として、先づ會員の増加を圖り全道に呼びかけ、全傷痍軍人舉げて會員たらしむるの方針下に各支廳、市に分會を設け、是と協力して目的の達成を圖つたので、改組直前の會員は七八〇名に過ぎなかつたが、事變の進展に伴ふ傷痍軍人の増加に依り、本年約九〇〇人を増加し、合せて一、六〇〇餘名となつた。支部に於ては會員の増加と共に其の教化指導並に生活保全を圖らしむる爲、道廳當局と緊密なる聯絡を取り各般の保護事業の實施に協力すると共に、支部自らも會員の教化集會等を催し夫々活動したのである。以下是等の狀況を記述する。

#### 一 傷痍軍人教化事業

傷痍軍人の修養を圖り其の再起奉公の念を堅持せしめ、銃後の一員としての責務を果たしむる爲修養教化の會等を

開く事は極めて効果的である。支部に於ては此の趣旨達成の爲道廳又は市町村並に銃後奉公會と緊密なる聯絡を保持し本年中各地に其の會を開催して指導を行つたが、主なる狀況左の如くである。

#### 昭和十四年度大日本傷痍軍人會北海道支部修養會等開催狀況

年月日	集會ノ種類	實 施 状 況	備 考
昭和十四年四月十六日	贈振分會會員修養懇談會	午前十時ヨリ贈振支廳會議室ニ於テ修養會ヲ開催シ引續懇談ヲナス	參會者會員十八名 分會長以下役員八名
昭和十四年五月二十一日	上川分會修養會	午後一時ヨリ上川支廳樓上ニ於テ修養會ヲ開催シ石田續軍人授護ニ關スル精神講話並ニ時局ニ關スル講演アリ	參會者會員六十九名 愛國婦人會、國防婦人會、其ノ他百八十名
昭和十四年六月四日	支部評議員會	午後一時ヨリ旭川市々民集會所ニ於テ大日本傷痍軍人會並同年度豫算ヲ審議シ、引續會員指導上ノ協議ヲ行ヒ北海道護國神社參拜ノ上懇談會ヲ開催ス	參會者支部長以下二十八名
昭和十四年七月六日	傷病將兵慰問	支部長及支部役員分擔シテ道内各陸軍病院及主ナル委託療養中ノ將兵ヲ其ノ病院ニ慰問シ慰問品ヲ贈呈慰藉ス	慰問病院 旭川、札幌、陸軍病院、層雲峽分院、定山溪軍療養所、洞爺湖、登別各療養所
昭和十四年七月七日	軍人授護事業關係者事務協議會(授護會主催)	札幌市ニ於テ軍人授護事務協議會ニ支部役員及相談所職員出席シ一般軍人並傷痍軍人ニ對スル授護事業ニ關スル事務ニ付協議ス	參會者支部役員及相談職員十二名
昭和十四年七月九日	相談所職員指導講習會	札幌市ニ於テ本部主催ニ依リ相談所職員ノ心得、本會指導方針及經理、傷兵保護事業相談所ニ關スル講習會ヲ開催ス	參會者支部役員及相談職員十七名
昭和十四年八月十七日	相談業務並傷痍軍人職業再教育事務打合せ協議會	札幌市ニ於テ道廳職業課ト共催ニテ傷痍軍人職業再教育事務打合せ及相談所同支所主任者ノ相談業務聯絡協議會ヲ開催ス	參會者職業紹介關係者支部關係役員相談所及同支所主任者



昭和十四年九月二十日	小樽市分會總會 並 懇談會	午後一時小樽市役所樓上ニ於テ小樽市分會總會引續懇談會ヲ開催ス	參會者 會員五十六名 來賓警察署長、郷軍聯合會幹部長、愛國、國防婦人會幹部等十三名
昭和十四年九月三十日	旭川市分會 修養講話會	午後一時ヨリ旭川市集會所ニ於テ足立分會長ノ精神講話門脇柳玄師ノ宗教講話ヲ行フ	參會者 會員四十二名
昭和十四年十月自三日至九日	銃後援強化週間ニ於ケル地方實施事業ニ參加	本部指示ノ實施要綱ニ基キ且北海道廳ニ於ケル本週間ノ各地方實施事業ニ參加セシム 一 本週間ヲ契機トシ傷痍軍人タルノ自覺ヲ一層鞏固ニシ其ノ意氣ヲ振起セシムル目的ヲ以テ傷痍軍人五訓及本會指導方針等ヲ蒐集シタル「修養ノ葉」ナル小冊子ヲ編纂シ之ヲ會員全部ニ配付シタリ 一 各市町村ニ於テ修養座談會、懇談會等ヲ開催ス	
昭和十四年十月二十七日	傷病將兵慰問	支部役員分擔シテ委託療養中ノ傷痍軍人ヲ其ノ病院ニ慰問シ慰問品ヲ贈呈獻藉ス	慰問病院 旭川、野付牛、日赤病院 其ノ他
昭和十四年十一月十八日	傷痍軍人ノ援護事業ノ普及並集談會	道廳ニ於ケル傷痍軍人ノ健康診斷及就職狀況調査ト相呼應シテ支部役員ヲ派遣シ傷痍軍人援護事業普及並集談會ヲ實施ス	
昭和十四年十一月十八日	贈振分會 傷痍軍人座談會	午後一時ヨリ苦小牧町公會堂ニ於テ傷痍軍人座談會ヲ開催ス	參會者 六十三名
昭和十四年十一月十六日	釧路市分會 修養座談會	午後一時ヨリ釧路市役所會議室ニ於テ會員ノ修養座談會ヲ開催ス	參會者 會員四十二名
昭和十四年十一月二十五日	日高分會 傷痍軍人懇談會	午後一時ヨリ日高支廳會議室ニ於テ傷痍軍人ノ懇談會ヲ開催ス	參會者 傷痍軍人五十二名
昭和十四年十一月三十日	十勝分會 傷痍軍人座談會	午後一時ヨリ十勝支廳會議室ニ於テ傷痍軍人ノ座談會ヲ開催ス	參會者 傷痍軍人四十五名

二 傷痍軍人相談所

傷痍軍人相談所は大日本傷痍軍人會が自助の見地に立つて軍人援護事業の一翼に奉行する趣旨に依り全国的に開設せられたるもので、本道支部の相談所は道廳社會課内に本所を、函館、室蘭、旭川、帯廣、釧路の五市に支部を開設したる事前編既に述べた處である。而して昨年開設第一年に於ては其の趣旨の普及を缺き、且つ其の取扱期間四ヶ月に過ぎざりし爲相談件数比較少なかつたが、第二年の本年は傷痍軍人の増加に伴ひ相談件数相當に増加し、殊に難件の積出を見る等相談極めて活潑を呈した。而して大半は是を解決して相談目的を達し、本施設の使命を全うしたのである。

本年中の相談を事項別に示せば左の如くである。

昭和十四年度傷痍軍人相談所相談取扱状況

件名	昭和十四年度 一四・四月 五・三月	備考
恩給ニ關スル事項	二九七	
傷痍記章ニ關スル事項	四〇五	
軍事扶助ニ關スル事項	六三	
扶助團體ノ扶助ニ關スル事項	二五二	
職業斡旋ニ關スル事項	一一七	
適業選擇ニ關スル事項	二六	
國立職業補導所ニ關スル事項	五五	
縣管職業補導施設ニ關スル事項	三五	
啓成社ニ關スル事項	一三〇	
生業資金ニ關スル事項		



第二十五章 各種團體の活動

子弟ノ育英ニ關スル事項	一五
金融ニ關スル事項	一七八
交通機關優遇ニ關スル事項	七五
煙草、印紙、切手等販賣ニ關スル事項	四一
ラヂオ無料聴取ニ關スル事項	九
傷兵院ニ關スル事項	七
國立療養所ニ關スル事項	六六
委託療養所ニ關スル事項	二九九
居室醫療ニ關スル事項	一四四
義肢補助要具ニ關スル事項	一二
結婚ニ關スル事項	二
其ノ他ニ關スル事項	四八七
計	二、七二二

第二節 愛國婦人會北海道支部

事變直前本道に於ては軍事扶助事業の完璧なる實施を目的として道内各種軍事扶助團體の統制をなす事となり、北海道軍事扶助地方委員會を設立し帝國軍人後援會支會、在郷軍人會各支部、愛國婦人會支部、國防婦人會各地本部、濟生會を打つて一丸とし、軍事扶助事業の適切圓滑なる實施を期したが、事變勃發と同時に軍事援護を實施する爲全道市町村に銃後援會の設立を圖らしめ、各市町村長を中心とする市町村民の全一的協力に依る援護を實踐せしめたので、各種軍事扶助團體の支部分會も亦此の銃後援會の組織に加入し、事實上軍事扶助地方委員會の活動は有名無實となつた。殊に軍人援護會の設立に依つて、援護會支部が本道に於ける強力なる軍事援護の實施團體となり、右地

方委員會に代位した形となつたのである。併しながら地方委員會加盟の各軍事扶助團體に於ては、其の本來の使命と傳統とに依つて一部特殊なる軍事援護事業を引續いて實施しつゝあるものも尠くない。愛國婦人會北海道支部に於ては前年來引續き縫製作業に依る授産事業、遺族母子保護の爲母子寮、並に保育所の經營に當り、又恤兵慰問並に軍人遺族、家族中の生活困難なるものゝ一部に對して生活扶助を行ひ、更に附屬診療所をして無料診療、健康並に兒童相談等を取扱はしめ軍人援護事業の實施に協力したのである。右の中遺族母子寮は二葉寮と名づけ最も刮目さるゝ事業で第十章記述の如く道廳に於ては是が建設に對して積極的に助成を行ひ且つ入所者の斡旋を行つた。本年度中遺族寡婦の入所希望が豫期以上多く十八室は満員となつた。二葉寮に就ては前編既に記述した處であるが、更に左に概要を摘記して參考に供する。

母子ホーム二葉寮概要

位置 札幌市大通東七丁目  
 經營者 愛國婦人會北海道支部  
 建築年月日 昭和十三年四月二十一日著工 同年七月十九日竣工  
 開寮式 昭和十三年七月十九日舉行  
 敷地 一、一〇一坪  
 建物の構造 木造二階建亞鉛引鐵板葺 二〇三坪  
 室數 八疊間 一五 六疊間 三 合計 一八 (階上 一四 階下 四)  
 外ニ事務室、洗面所、炊事場、物置、石炭庫等アリ  
 職員 寮長 一 寮母 一

尙ほ本施設收容者は單り地元札幌市のみならず全道各地の入寮希望者を收容する事とし、遠方の者に對しては旅費



の一部を支給する事にしてゐる。愛國婦人會支部に於ては本寮の成績に鑑み更に來年度に於て一ヶ所の母子ホーム建設を計劃し、道廳に於ても大いに是を援助する筈である。

### 第三節 日本赤十字社北海道支部

日本赤十字社北海道支部に於ては、數次に亘る救護看護婦の派遣をなしたので、特に其の家族の援護に萬全を盡したる外、本年度に於て道廳に協力し、一般軍人遺族家族に對して家庭救急藥の贈呈をなし其の經費の半分金六千圓を負擔支出した。

又旭川及野付牛病院に於ては戦時下の要請に伴ひ看護婦養成事業の擴充を圖ると共に軍人遺族家族に對し、無料或は割引取扱をなし、札幌診療所に於ても同様健康相談等に當つて活動した。

### 第四節 帝國在郷軍人會各支部

帝國在郷軍人會札幌、旭川、函館、釧路、各支部に於ては、出征應召軍人の壯行歡送、恤兵慰問等の事に當つたが其の最も顯著なる事業は遺族家族に對する勞力援護で、市町村銃後奉公會の統制下に、其の中樞となつて活動した貢獻は甚大なるものがある。

### 第五節 大日本國防婦人會各地本部

大日本國防婦人會札幌、旭川、函館、釧路各地本部に於ては出征軍人の壯行、歡送、恤兵、慰問等の事業の外、特に慰問袋慰問文等の募集に當り全會員總動員の活躍をなした事は特記すべき事である。

### 第六節 其の他の諸團體

以上は主として軍事扶助團體に就て述べたのであるが、此の他の各種團體に於ても夫々の立場に於て率先軍事援護事業に當り銃後の赤誠を示した事勿論で、就中北海道聯合青年團、同女子聯合青年團等の活躍は目覺しきものあり、郷土部隊に慰問袋の發送、青年勤勞奉仕運動の實施、兵器、飛行機獻納資金募集等枚舉に遑がない。又恩賜財團濟生會北海道支部、財團法人北海道社會事業協會等の病院並診療所に於ては、軍人遺族、家族等の診療等に寄與する處多し、更に北海道社會事業團體聯合會、北海道方面委員聯盟等に於ても亦第一線將兵の激勵、軍病院、遺族、家族の慰問等に大いに活躍した。殊に北海道社會事業團體聯合會加盟團體等が個々に各種の軍事援護事業に當つたものも多し、札幌養老院在院老人十餘名が自作のトマトを贈呈して札幌陸軍病院の傷病兵を慰問した如き感銘深きもので、此の他にも幾多感激の銃後風景が展開されたのである。

## 支那事變銃後援誌第三編 終



昭和十八年一月五日印刷  
昭和十八年一月十五日發行

編纂兼  
發行者

北海道廳

札幌市北一條西二丁目

印刷人

安

藤

勇

逸

札幌市北一條西二丁目

印刷所 (北札第) 札幌印刷株式會社







参議院
頁
号 902
冊



